

平成27年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月24日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 7 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 8 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 11 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 12 平成27年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程 10 議案第5号
- 日程 11 議案第6号
- 日程 12 議案第7号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |

4番	加納	昭君	20番	宮本	善助君
5番	根本	脩君	21番	飯塚	恒雄君
6番	小貫	和子君	22番	篠崎	惣壽君
7番	吉岡	一仁君	23番	澤邊	雅之君
8番	山本	陽子君	24番	野口	克行君
9番	松田	守君	25番	篠崎	文夫君
10番	村山	文雄君	26番	山下	恭一君
11番	関口	邦子君	27番	飯沼	喜見古君
12番	山口	幸一君	28番	墳本	典勇君
13番	森田	康君	29番	松本	文雄君
14番	木内	昌秀君	30番	足立	久美子君
15番	坂本	雅美君	31番	黒田	仁君
16番	宮本	昇君	32番	川島	昇君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島	伸生
農業委員会事務局係長	油原	雅人
農業委員会事務局主査	宮本	昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成27年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、全員32名です。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項

の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、6番、小貫和子委員、7番、吉岡一仁委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項第の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号6番までを一括して報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番，佐倉字佐倉原，畑1筆，423平方メートルでございますが，譲受人が所有権移転により駐車場用地として使用するため届出があったものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いたいいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，幸田字立波ほか1地区，田2筆，3，088平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番，結佐字逆川，田2筆，1，669平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番，阿波崎字北須賀，田1筆，250平方メートルでございますが，同じく双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番，八筋川字八郎田，田2筆，6，698平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番，結佐字下結佐，田1筆，501平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いたいいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第4号，「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号，「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，福田字大峯，田1筆，92平方メートルでございますが，農業用資材置場として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1号に基づくものでございます。

受理番号2番，浮島字原ほか1地区，畑2筆，198平方メートルでございますが，農業用格納庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1号に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。なお，議事参与に該当する案件がございますので，受理番号10番を除いて説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。売買による所有権移転3件，贈与による所有権移転1件，合計4件でございます。

受理番号1番，浮島字関谷，田1筆，1,140平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については，別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番，蒲ヶ山字後原，畑1筆 6，767平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番，脇川字本田ほか6地区，田8筆，畑8筆，計16筆，35,859平方メートルについてでございますが，受人が父より受贈するものでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号4番，柴崎字寄居下，田1筆，440平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため買受けるものでございます。以上4件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で，議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願

いたします。なお受理番号1番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号2番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君）19番，横田です。受理番号2番について説明をいたします。4月20日に山下委員と受人の調査をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲，それから畑は落花生を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機，コンバイン，乾燥機は弟さんから借りて使用しております。農作業従事日数は，250日であります。経営面積1，723アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番について，森田委員より報告をお願いします。

○13番（森田 康君）13番，森田です。受理番号3番について報告いたします。4月18日に飯塚委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲，サツマイモ，落花生等栽培している認定農業者であります。農機具は所有状況ですが，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積713アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，村山委員より報告をお願いします。

○18番（濱田昭一君）18番，濱田です。受理番号4番について調査報告いたします。さる4月19日に篠崎委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は，200日であります。農業経営面積は，703アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を採決いたします。

本案は，申請のとおり，許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字小角、畑1筆、441平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、高田字前ノ浜、田2筆、998平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字小角、田1筆、2,268平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○26番（山下恭一君） 26番、山下です。受理番号1番について、さる21日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣壽君） 22番、篠崎です。受理番号2番について、さる21日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のこ

とから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重，審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に，受理番号3番について，宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君）20番，宮本です。受理番号3番について，さる21日，山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）10ページをお開き願います。

議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番，中山字曾根，田1筆，30平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，昭和54年9月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番，佐原組新田字佐原組，畑1筆，128平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地とし

て利用されております。撮影年月日，昭和59年12月19日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番，本新，畑1筆，625平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で，議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，遠藤委員より報告をお願いいたします。

○2番（遠藤一行君） 2番，遠藤です。受理番号1番について，さる21日，吉岡委員と篠崎委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，受理番号2番について，坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番，坂本です。受理番号2番について，さる21日，加納委員と木内委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号3番について，関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君） 11番，関口です。受理番号3番について，さる21日，加納委員と黒田委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地として判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○28番（墳本典勇君） はい，墳本委員。様式で年齢が書いてある人と書いていない人がありますが，書いても書かなくてもよいのですか。

○農業委員会事務局主査（油原雅人君） 住民登録がある方は，生年月日が確認できるもので，台帳上で入れられるのですが，稲敷市に住民登録無い方については，わからないので年齢が入らない形になります。

○議長（加納 昭君） その他，質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。
本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくお願ひします。11ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、7件、22筆、44,094平方メートル、再設定が、8件、28筆、45,803平方メートル、計89,897平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、新橋字大沼、田4筆、11,698平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,025アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号2番、上須田字新川、田1筆、537平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積439アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号3番、八筋川字八郎田、田2筆、6,698平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が2年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積230アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号4番、結佐字下結佐ほか1地区、田2筆、798平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,564アールの水稻作付けする農家で農作業従事日数298日の認定農業者です。

受理番号5番、信太古渡字外浦ほか1地区、田8筆、9,669平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、1俵、設定を受ける者は、経営面積262アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数300日の農業者で

す。

受理番号6番，稲波字北区，田3筆，13，298平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が4年，小作料は10アール当たり，1.5表，設定を受ける者は，経営面積438アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号7番，下根本字谷中，田2筆，1，396平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2表，設定を受ける者は，経営面積301アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数150日の認定農業者です。

受理番号8番から15番の再設定については，議案書のとおりです。

以上，農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）14ページをお開きください。

議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で，農地中間管理機構として，農地中間管理事業を実施する，茨城県農林振興公社が，中間管理権を取得するものです。今回は，7件，45筆，104，507平方メートルについてです。

受理番号1番から7番の詳細については，議案書のとおりです。

よろしく，ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○28番（墳本典勇君）農林振興公社は団体と思うのですが代表者の名前は必要ないのですか一般の会社とかだと代表者だれだれと、代表者は必要ないのですか。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）代表者については載せてありませんでした。

○議長（加納 昭君）はい、その他に質疑ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）16ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、7件、45筆、104,507平方メートルについてです。

農地中間管理事業は、平成25年12月に制定された制度です。借受人につきましては、茨城県農林振興公社が行った公募により公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしているもので、特に問題がないと思われま。

受理番号1番から7番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○28番（墳本典勇君）他のものには年齢が入っているが、これには年齢が入っていないこれはどいいう理由でしょうか。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）年齢まで入れておりません。稲敷市が作成する配分計画案ですから年齢までは入れていません。

○議長（加納 昭君） その他質疑ありますか、質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 平成27年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「平成27年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局（森川春樹君） それでは、議案第7号、「平成27年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」でございます。これは、農業委員会の役割、機能等の活動方向を明確にして目に見える活動として取り組むために作成しているものです。

まず、大きな1番目の農地対策の推進ですが、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応、農地の監視活動、あっせん活動の強化の4つの項目についてそれぞれ目標を設定して取り組んでいくものでございます。

次に大きな2番の遊休農地に関する措置ですが、農地の利用状況調査、遊休農地への指導の2項目について、目標を設定して取り組むものでございます。

次に、大きな3番の担い手対策の推進ですが、認定農業者と担い手の確保育成支援、担い手に対する農地集積支援、担い手に対する各種支援策の周知の3項目を推進するものでございます。

次に大きな4番目の農政対策の推進ですが、市への建議活動、それから食の教育の推進、農業者年金への加入推進の3項目について、目標を設定して取り組むものでございます。

次の大きな5番の情報提供活動でございますが、全国農業新聞の普及推進、農業委員会だよりの発行について取り組みを行うものです。

次に6番の活動記録の徹底でございますが、活動記録ノートの記録を徹底し活動の検証をして行うものでございます。

次に7番の活動計画の策定及び活動の評価点検についてでございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定し、年度末にその点検、評価を行うものでございます。

ただいま説明を申し上げました活動重点事業つきましても3月25日開催の第6回運営委員会におきまして、ご承認をいただき本日ご提案をいたしましたものでございます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。
す。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「平成27年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。
これをもって、平成27年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

午後3時40分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議長 加納 昭 ⑩

6番委員 小貫 和子 ⑩

7番委員 吉岡 一仁 ⑩
